

基本計画部会第4WGの審議状況について（報告）

（第1回会合～第4回会合）

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第1回） 議事概要

1 日 時 平成20年1月29日（火）13:00~15:00

2 場 所 中央合同庁舎第7号館 共用会議室-3

3 出席者

廣松座長、引頭委員、宇賀委員、西郷委員、榊委員、佐々木委員、出口委員、堀江委員、松井委員、内閣府、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）、中川総務省政策統括官付調査官

- 4 議事次第
- （1）会議の運営等について
 - （2）第4ワーキンググループの検討事項及び検討の進め方
 - （3）その他

5 議事概要

冒頭、中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長及び貝沼総務省政策統括官からあいさつが行われた後、以下の議事が進められた。

（1）会議の運営等について

事務局から、資料1、2に基づき、基本計画部会ワーキンググループの設置及びその運営に関する説明が行われた。

（2）第4ワーキンググループの検討事項及び検討の進め方

事務局から、資料4、5に基づき、今後の検討に当たっての基本的な論点等及び審議の進め方に関する説明の後、これらについての意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

《行政記録情報の活用》

- ・ 先日、法人土地基本調査等の計画の審議のために開催された企業統計部会においては、行政記録である課税台帳の活用可能性に関して審議した結果、活用に係るコスト、活用のための手続き及び課税台帳の記載内容の観点から、直ちに活用することは困難との結論になったが、一つ一つの問題は解決可能と考えられ、大変残念な思いである。
- ・ 行政記録情報の活用に関しては、かなりの費用節減や調査対象者の負担軽減が図られるものと考えられるにもかかわらず、これまではあまりにも消極的であった。活用に係る障害を乗り越えるためにどうすれば良いかとの姿勢で積極的に考えるべきである。
- ・ 米国経済センサスにおける行政記録情報の活用は参考になる。
- ・ 行政記録情報の活用方法としては、統計調査の代替としての使用のほか、統計の精度向上を図るた

めの補助情報として使用する方も重要である。

- ・ 加工統計の視点からも何が行政記録として使えるか検討する必要がある。
- ・ 統計主管部局にとっては、行政部局のデータを使うということで慎重になると考えられるが、行政機関が保有する情報は社会全体の財産と考えて、行政部局に理解を求めていく必要がある。
- ・ 諸外国での例も参考に前向きな基本姿勢で議論して欲しい。反対する省庁があるなら、WGで何が障害か話を聞くのも一案である。
- ・ 米国では、ペーパーワーク削減法による行政コストの削減効果が示されており、これと同様、行政記録情報の活用についても、当該活用による削減効果が試算できれば相当アピールするものと考えられるので、是非検討すべきである。
- ・ 地方公共団体が保有している行政記録についても、個人情報保護条例の制約や住民感情への配慮等から統計作成になかなか活用できない。法体系の見直しも含めて、政府全体で取り組まないと行政記録情報の活用は難しいのではないかと。
- ・ 民間データの活用可能性の観点では、例えばパーソントリップ調査の一部をICカード乗車券のデータで代替することによりコスト削減が図られるのではないかと。
- ・ 行政記録の活用については、個別具体的に検討し、その結果を閣議決定につなげて欲しい。

《民間開放の在り方》

- ・ 民間開放については、既に国から推進方針が出ているが、統計の質が十分確保されているかは時系列比較等により後になって分かるものであり、また、過去の統計を後で遡って作ることは事実上不可能であることから、慎重に進めるべきである。
- ・ こうした統計関係者の会議の場合、統計の精度の低下を危惧する余り民間開放に保守的になるようだが、基本的スタンスとして民間にできるものは民間に任ずという姿勢をとり、そこで問題があれば検討していくことで対処していくのではないかと。
- ・ まず民間開放ありきということで、根本の議論が不足しているのではないかと。何が大事かという判断基準があるべき。
- ・ 現在、国の情報管理に関する基本理念がないため、統計調査がなし崩し的に民間に開放されることになりかねない。
- ・ 民間開放については、そのメリット、デメリットを見極め、どのような統計についてどのような形で実施することが可能か精査する必要がある。
- ・ 民間開放については、委託事業者へのプロセス管理コストを含めたトータルコストとその便益について分析することが必要ではないかと。

《国民・企業への広報・啓発活動等》

- ・ 企業等が統計調査に協力しない理由の多くは、協力した場合のメリットを感じられないことにあると考えられることから、例えば、協力すれば税控除が受けられる、統計データの二次利用で有利な取

り扱いが受けられる等ベネフィットが感じられる仕組みを打ち出すべき。

- ・ 統計調査への協力を得るために調査対象者にベネフィットを付与することも一つのアイデアだが、他方で統計調査への協力は義務の部分もあり、反対給付を与えることに踏み込むとなると費用増大の恐れがある。したがって、協力をしなければならないという雰囲気作りが重要である。
- ・ 大企業が調査拒否をすると統計への影響が大きく、実査における大きな問題であるにもかかわらず、これまでは議論する場も無かった。

《オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供》

- ・ 統計データの二次的利用については、法律上は「できる」規定であり、実際の対応は各府省の裁量に委ねられている形となっているが、研究者等からの具体的な要望があるため、各府省は積極的に対応する方向で検討する必要がある。
- ・ オーダーメイド集計の検討に当たっては、学術研究利用のみならず、広く政策立案に活用できる観点から考えるべきである。
- ・ 統計データの二次的利用は、これまで各省庁で経験がないことであり、また、匿名データの作成、提供に当たっては手間がかかることでもあるので、全省庁の全ての統計調査について実施することは困難。したがって、主要な調査等必要と考えられる調査について、計画的に実施できるよう基本計画に掲げるべきである。

《データ・アーカイブの整備》

- ・ データ・アーカイブは、単に各省から提供されてデータを保管するだけではすまなく、データの内容の確認、変換、修正等相当の作業量が発生する。

《IT活用関係》

- ・ 統計調査の中には、調査客体である企業において調査事項に関係する管理資料や情報システムがないと大手企業でさえ回答困難なものがあり、こうした回答を支援するためITが活用できる部分がある。

(3) その他

次回の第4ワーキンググループ会合は2月15日（金）の17:30から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第2回） 議事概要

1 日 時 平成20年2月15日（金）17:30～19:30

2 場 所 総務省第二庁舎3階 第2/第3会議室

3 出席者

廣松座長、宇賀委員、西郷委員、榊委員、佐々木委員、椿委員、出口委員、堀江委員、松井委員、
総務省（統計局）、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
東京都、神奈川県、日本銀行
森博美法政大学教授（審議協力者）

【事務局】

高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）、中川総務省政策統括官付調査官
安田総務省政策統括官付国際研修協力官

4 議事次第 （1）行政記録情報の活用について
（2）その他

5 議事概要

（1）行政記録情報の活用について

- ① 事務局から、資料2～9に基づき、これまでの行政記録の活用方策に関する検討状況、諸外国における行政記録の活用例等に関する説明が行われた。
- ② 森博美法政大学教授から、資料10に基づき、行政情報の統計利用の意義と必要性に関する説明が行われた。
- ③ 上記①、②の説明を踏まえ、資料1の個別論点毎に審議が行われた。各委員の主な意見は次のとおり。

《行政記録情報の活用に関する基本的な考え方》

- ・ 行政記録情報の活用の大義名分は、それにより統計の精度向上が図られ行政の質が向上することである。各府省は、当該活用により作成された統計が大きな意義を持つことを共通認識とすべきである。
- ・ 調査環境が厳しくなってきた統計の精度が確保されなくなっており、また、報告者等の負担も増加している中で、さらに高度化された統計ニーズに応えるためには、行政記録情報の統計作成への活用は必須である。
- ・ 税務記録等行政記録情報を統計作成に活用できたからといっても、必ずしもそれで統計調査を全て代替できる訳ではないが、ある段階まで行政記録情報で代替できれば、コストの削減や統計精度の向上を図ることができる。
- ・ 今後、経済センサスの実施やサービス産業統計の拡充を行うことが予定されているが、リソース

不足が問題となっている。行政記録情報の活用がリソース不足の対処法となることを期待している。

- ・ 行政記録情報を活用することの利点としては2点考えられる。1点目は、従来埋もれたままであった行政記録情報が統計作成に活用されることによって、それを国民がチェックする機会が増え、行政の透明性が高まるということである。2点目は、行政記録情報が統計作成に活用される過程で、紙媒体で保存され未整理であった行政記録情報が磁気媒体化され整理されることにより、将来、過去の日本の経済社会を分析しようとする際に有用なものになるということである。

《統計作成に有用と考えられる行政記録情報》

- ・ 行政記録情報の活用によって新しい統計を作成できる可能性があることに留意すべき。例えば、住民基本台帳人口移動報告も、使えるデータが増えれば年齢別、市町村別に人口移動の状況が把握できるようになり、非常に役に立つものになる。
- ・ 既に外国で使用実績のあるものや、データの標準化が出来ている行政記録情報は有用性が高い。これで行政記録情報の利用のプライオリティがつかうのではないか。そういう意味では、税務記録は非常に有用性の高いデータであると位置づけられるだろう。
- ・ まず国勢調査と経済センサスといった重要な統計調査への行政記録情報の活用を考えるべきであり、そうすると、住民基本台帳のデータや税務記録の活用が重要である。また、調査方法が変わると結果数値が変わるものであることから、経済センサスは第1回目から税務記録を活用できるようにすべき。
- ・ レセプトデータも電子化を進めることが決定されているので、整備されれば有用性の高いデータとして考えられる。
- ・ レジスターだけでなく、加工統計として利用することも重要。

《行政記録情報の活用に係る課題と対応方策》

- ・ 行政記録情報の活用の障害となっている個別法の守秘義務の規定について、資料9の例で見ると、「秘密を漏らし、又は盗用したときは、・・・」等と規定されているが、秘密とは形式的にマル秘扱いされているものではないと考えられ、また、行政機関個人情報保護法でも相応の理由があるときは個人情報を使っても良いことになっていること等を勘案すると、行政記録情報を統計作成に活用することは法的に許されるのではないか。
- ・ 個別法の規定振りを見ると、守秘義務は規定されているものの目的外使用は禁止されていない。ただ、その運用については、所管部局の自由裁量が大きく、それが行政記録情報の統計作成への活用の壁となっていた。個別法を改正し、統計作成のための利用を認めるようにすれば問題は解決するが、そのためには膨大な作業が必要である。
- ・ 行政記録情報の活用に当たっては、現行の法律上の問題、技術上の問題等様々な点について検討する必要があるが、まず乗り越えるべきものは法律上の問題である。各省庁では、行政記録保有部局が行政記録情報を使って統計作成を行っているのに統計部局がその使用を許されないのは疑問。個別法の守秘義務規定がどういう意味なのか法的に詰める必要がある。必要があれば法律を変えても良いのではないか。
- ・ そもそも「秘密」とは何か（非公知性とは何か）という問題はあるものの、少なくとも統計法に基

づく要請に応じた行政記録情報の提供は守秘義務違反には当たらないものとする。これまで守秘義務を厳格に運用しすぎたのではないかと。ただし、省庁にとっては、統計部局に行政記録情報を提供することで、今後行政目的での情報を取りづらくなるのではないかとという問題、また国民にとっては、提供した情報を目的外に利用されるといった心理的抵抗感の問題があり、これらを解決する必要がある。

- ・ 行政記録保有部局は、「統計作成に使われると個別の行政調査の実施に支障が及ぶ」と主張するが、そうしたことが本当にあるのかどうかきちんと検証すべき。
- ・ 住民基本台帳のデータは、特別の理由がある場合でもネットワークシステムの基本4情報しか利用できず、統計作成には不十分であることから、他の項目の利用可能性を検討すべき。
- ・ 税務記録では、企業情報の把握は可能であるが、事業所情報がとれないため、地域別集計が可能かどうか疑問。
- ・ 納税者と当局との間の極めて高い信頼関係の下で税務行政が成り立っていることを前提とした議論が必要。その上で、行政記録情報の統計作成への活用には、①法改正を含めた守秘義務の解除の検討、②活用できる行政記録の検討をすべきである。
- ・ 個人の病気や年金に関する行政記録情報の統計作成への活用は、国民感情の点から慎重に考えるべき。
- ・ 行政記録情報の統計作成への活用に当たっては、費用対効果を勘案することが重要。
- ・ 統計法の協力要請規定は、国の行政機関が統計を作成する場合しか規定していない。地方公共団体が統計を作成する場合、どのようなことを行うことができるかについて、法定受託事務の在り方等にも留意しながら考えるべき。

《民間データの活用可能性について》

- ・ POS データやIC乗車券のように多くの民間データの電子化が進んでいるので、それらを活用する道を切り拓くべき。活用に当たり、公共財として提供してもらうか、行政機関が購入するか等の問題はあがあるが、例えばPOS データについては、一橋大学での研究結果からすると有用性は明らかである。XBRL での財務データ等、近い将来あらゆる民間記録が電子化される中で、民間の電子データの活用は必須である。

(2) その他

今回の第4ワーキンググループ会合は2月27日(水)の10:00から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第3回） 議事概要

1 日 時 平成20年2月27日（水）10:00~11:45

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出席者

廣松座長、宇賀委員、西郷委員、榊委員、佐々木委員、椿委員、堀江委員、松井委員、
総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、
東京都、神奈川県、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）、中川総務省政策統括官付調査官
安田総務省政策統括官付国際研修協力官

4 議事次第 （1）民間開放の在り方について
（2）その他

5 議事概要

（1）民間開放の在り方について

① 事務局から、資料1～5に基づき、「民間開放」の概念や統計調査の民間委託・民間開放をめぐる主な動き等について説明が行われ、これまでの取組状況の確認などで若干の質疑が行われた。

また、廣松座長から、本WGにおいては、国が実施する統計調査業務について民間事業者を如何に活用していくかという観点が重要であることから、今後は「民間開放」ではなく「民間事業者の活用」と表現したい旨の発言があり、出席者からは特に異論はなかった。

② 上記①の説明を踏まえ、資料1及び資料4に基づき、民間事業者の活用のメリット・デメリット等について審議が行われた。主な意見は次のとおり。

《民間事業者の活用の在り方》

- ・ 統計調査の民間開放は、理念のみが先行し、実態が伴っていない印象があるが、中核的な業務は国が担い、それ以外を民間事業者に委ねるといった基本的な考え方に立てば、「民間開放」よりも「民間事業者の活用」という表現が適切。
- ・ 民間事業者側から見た場合、市場規模がどのくらいあるのかが明確になっていないと参入しにくい面があるが、一般的には事業開始から3年ぐらいで利益を確保するという考え方があり、民間事業者の参入を促すために、実際問題として今後どのように進めていくかが課題。
- ・ 民間事業者が得意とするモニター調査などでの活用を検討すべき。
- ・ モニタリング等全体の業務を統括するプロジェクトマネジメント業務をコンサルタント会社、シンクタンク等の民間事業者に委託することもあり得るのではないか。

- ・ 民間事業者を育成するためには、安定的に発注できる業務量が必要であるが、統計調査の場合、3年や5年などの周期調査も多く業務量の増減が著しいこと等から、単一の省の統計調査に係る仕事だけでは難しく、複数の省の統計調査に係る仕事が常時存在している状況が必要。
- ・ 民間事業者の活用に当たっては、官側において必ずしも整合的に環境整備が行われているわけではないことから、整合的でない部分や制約になっている部分についてどのように考えるか等に関する検討も必要。

《民間事業者の活用のための業務の明確化》

- ・ 民間事業者の活用に当たっては、ステークホルダー（利害関係者）が国、地方公共団体、統計調査員、民間事業者、調査対象者等それぞれ存在することから、統計調査における企画から公表までの各業務に分解したマトリックスの中で民間事業者を活用することのメリット・デメリットを考えることが必要。また、民間事業者の活用とITの進展などを踏まえた調査手法の合理化は一体として考えるべき。
- ・ 統計の作成過程においては、訪問回数を減らすなどの効率化の余地もあると考えられるが、今の統計の精度は、個々の統計調査員が調査対象者のライフスタイルに応じて夜間等に自宅に訪問するなど愚直に仕事をしている結果であることにも留意する必要がある一方で、民間事業者の新しい発想を取り入れることも必要。
- ・ 一回限りの統計調査と月次、年次等の周期によって実施される統計調査は区分して議論することが必要。
- ・ 統計調査の業務フローは、郵送調査と調査員調査に区分した上で議論することが必要。
- ・ 統計調査の実施に係る各種業務のうち国が直接行うべきコアの業務が何かについて議論することが必要。
- ・ 民間事業者の活用のメリット、デメリットについては、資料4にあるとおり。

《法定受託事務における民間事業者の活用の在り方》

- ・ これまでの都道府県経由の統計調査における民間事業者の活用に係る取組においては、国が条件整備を行った上で、各都道府県又は市町村単位など現行の枠組みの中で進められており、法定受託事務の関係で地方自治体の裁量の余地が少なく、民間事業者の活用等規模的なメリットまで検討されていない。地域特性を踏まえ、地方自治体の裁量で民間事業者を活用することができるメリットについて検討する必要がある。
- ・ 現行の統計調査員は、報酬だけでなく、調査員としてのプライドをもって仕事をしている方が多く、制度そのものとしてはある程度うまく機能している一方で、長期的な視点から、今後、高齢化の進展等により統計調査員の確保が困難になる状況を想定して、統計調査員の育成を図りつつ段階的に民間事業者を活用することが必要。

《その他》

- ・ 行政記録情報の活用によって統計調査に要する手間やコストが大幅に軽減され、民間事業者が参入しやすくなるなど民間事業者の活用と行政記録情報の活用のコラボレーションを検討することも一つのアイデアではないか。

- ③ 廣松座長から、次回の民間事業者の活用の在り方の検討においては、総務省（統計局）及び経済産業省からの実例等のヒアリングを行うとともに、官民競争入札等監理委員会公共サービス改革小委員会統計調査分科会の座長を招いて公共サービス改革法に基づく取組状況等について意見交換を行いたい旨の紹介があった。

(2) その他

次回の第4ワーキンググループ会合は3月6日（木）の13:00から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

審議の進め方について

	1 統計の作成関係			2 統計の利活用関係			3 IT活用関係
	(1) 行政記録情報の活用	(2) 民間開放の在り方	(3) 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の拡充	(1) オープンデータ集計、匿名データの作成・提供	(2) データ・アーカイブの整備	(3) 各府省でのデータ共有の推進	
第1回 1月29日(火)							
第2回 2月15日(金)	・活用の有用性・効果① ・活用の制度的制約①						
第3回 2月27日(水)		・民間開放の概念等の整理					
第4回 3月6日(木)			・二次的利用に関する基本的考え ・匿名データの作成、提供の具体的な仕組み等 ・オープンデータ集計の提供の具体的な仕組み等	・データ・アーカイブの設置の在り方等①			
3月10日(月)	(基本計画前会への報告)						
第5回 3月21日(金)	・活用の有用性・効果② ・活用の制度的制約②						
第6回 4月8日(火)		・民間開放に適した業務等の明確化①			・調査票情報の保存の在り方 ・データ・アーカイブの設置の在り方等②		・データ・アーカイブの整備におけるITの利用
4月14日(月)	(基本計画前会への報告)						
第7回 4月22日(火)	・活用の有用性・効果③ ・活用の制度的制約③	・民間開放に適した業務等の明確化②		・匿名データの審査手続・内容等 ・統計委員会における匿名データの審査内容等			・オープンデータ集計、匿名データの作成・提供におけるITの利用
5月12日(月)	(基本計画前会への報告)						
第8回 5月13日(火)	・民間データの活用 ・活用推進のための仕組み ・行政記録作成の在り方	・適切な民間開放の確保方策 ・民間事業者の参入促進方策					・行政記録情報の活用におけるITの利用
第9回 5月27日(火)		・広報・啓発活動の在り方 ・非協力者への対処方針 ・統計教育の充実方策				・各種データ共有、提供システムの充実方策 ・上記システムによる国民へのデータ提供の在り方	
6月9日(月)	報告骨子(案) (基本計画前会への報告)						
第10回 6月10日(火)			・二次的利用の運営について ・不適切利用に対する対処方針 ・統一窓口、啓発方策その他				・統計の作成、利活用における活用
第11回 6月24日(火)	報告(案)の検討						
第12回 7月8日(火)	報告の取りまとめ						